

京 都 大 学 危 機 管 理 規 程 施 行 細 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																		
<p>(前 略)</p> <p>(地震等の場合の危機レベル)</p> <p>第5条 本学の構内又は施設で地震等が発生した場合は、規程第8条第1項の規定にかかわらず、危機レベルは次の各号のとおりとする。なお、危機の状況が当該危機レベルにより難しい場合は、規程第8条第2項の定めに基づき、危機レベルの変更を行うものとする。</p> <p>(1) 地震 次表の地域で観測された計測震度に応じて、危機レベルを決定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">京都市又は宇治市域</th> <th style="width: 50%;">隔地施設の所在地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル2</td> <td>5強</td> <td>6弱以上</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>6弱</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>6強以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 放射線施設等での災害</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 90%;">放射線施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル2</td> <td>火災及び事故等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後 略)</p>		京都市又は宇治市域	隔地施設の所在地域	レベル2	5強	6弱以上	レベル3	6弱	—	レベル4	6強以上	—		放射線施設等	レベル2	火災及び事故等	<p>(地震等の場合の危機レベル)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>(1) 地震 次表の地域で観測された震度に応じて、危機レベルを決定する。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div> <p>(同 左)</p> </div> </div> <p>(2) その他の災害</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">レベル2</td> <td>死者又は負傷者3名以上の火災並びに放射線施設等での火災及び事故等</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この細則は、令和2年6月1日から施行する。</p>	レベル2	死者又は負傷者3名以上の火災並びに放射線施設等での火災及び事故等
	京都市又は宇治市域	隔地施設の所在地域																	
レベル2	5強	6弱以上																	
レベル3	6弱	—																	
レベル4	6強以上	—																	
	放射線施設等																		
レベル2	火災及び事故等																		
レベル2	死者又は負傷者3名以上の火災並びに放射線施設等での火災及び事故等																		